

一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会

新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専攻医の登録に関する細則

2019年9月29日制定

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専門医・認定医認定制度要綱を施行するにあたり、新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専攻医の登録に関する要綱第5条の5の運用に必要な細則をここに定める。

(家庭医療専門研修を開始できる要件)

第1条 家庭医療専門研修を開始できるのは、一般社団法人日本専門医機構認定総合診療専門研修プログラムを修了しているか、同プログラムに在籍している者に限る。

2 総合診療専門研修プログラムに在籍している者は、所属する同プログラムのプログラム統括責任者がプログラム責任者を務める家庭医療専門研修プログラムにのみ登録できる。

(開始登録)

第2条 家庭医療専門研修プログラムのプログラム責任者は、専攻医が研修を開始してから1か月以内に、その氏名を次の(1)と(2)の書類を添えて理事長に届け出なければならない。

(1) 家庭医療専門研修開始届出書 (様式新専登-1)

(2) 総合診療専門研修プログラム修了証の写し、または総合診療専門研修プログラムに在籍していることを示す書類の写し

2 理事長は、前項の届け出により専攻医を登録し、その旨をプログラム責任者に通知するとともに研修手帳を交付する。

(研修手帳)

第3条 専攻医は所定の研修手帳を用いて、研修の記録、研修目標に対する進捗の確認と自己評価、指導医との振り返りの記録を逐次行っていかななければならない。

2 専攻医は、1年毎および研修修了時に、研修手帳を学会に提出し確認を受けなければならない。

3 専門医制度運営会議は、専攻医が提出した研修手帳を、認定プログラムおよび制度全般のモニタリングを目的として閲覧することができる。

(移籍)

第4条 専攻医が要綱第12条により家庭医療専門研修プログラムを移籍しようとするときは、現在所属しているプログラムのプログラム責任者が、様式新専登-3によって申請しなければならない。

2 前項の申請があったとき理事長は速やかにプログラム運営・FD委員会の審査に基づき

承認の可否を決し、通知しなければならない。

(中断および再開の届け出)

第5条 プログラム責任者は、専攻医が要綱第14条により研修を中断または再開するときは、速やかに様式新専登-4あるいは専門研-5によって理事長に届け出なければならない。

(家庭医療専門研修中断証)

第6条 要綱第14条に定める家庭医療専門研修中断証には、当該専攻医に関する次の事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名および生年月日
- (2) 中断した家庭医療専門研修プログラムの名称およびプログラム責任者の氏名
- (3) 家庭医療専門研修を行った全ての施設の名称および所在地
- (4) 家庭医療専門研修を開始した年月日および中断した年月日
- (5) 家庭医療専門研修を中断した理由
- (6) 家庭医療専門研修を中断するまでの研修の内容および専攻医の評価

(延長の承認)

第7条 プログラム責任者は、専攻医が要綱第15条により研修を延長するときは、速やかに様式新専登-6によって理事長の承認を求めなければならない。

2 前項の求めがあったとき理事長は速やかにプログラム運営・FD委員会の審査に基づき承認の可否を決し、通知しなければならない。

(除籍および復帰)

第8条 専攻医が学会の会員でなくなったときは除籍する。

2 前項による除籍の後、家庭医療専門研修プログラムによる研修を継続している間に理事会の承認により会員資格の回復または再入会を認められたときは、専攻医登録も復帰する。

3 前項の場合は、会員資格喪失期間の研修も修了に必要な研修歴として認める。

4 家庭医療専門研修を中断している間に学会の会員でなくなったとき、家庭医療専門研修を再開するためには再び学会への入会が認められなければならない。

(修了登録)

第9条 プログラム責任者は、専攻医が研修を修了したときは、速やかにその氏名を様式新専登-7によって理事長に届け出、同時にその専攻医の研修手帳を提出しなければならない。

2 修了登録後に会員でなくなった場合も、この登録は抹消しない。

3 第1項で提出された研修手帳の記載において、必修の研修内容を履修していない者、研

修目標の不達が著しい者、振り返りの記録の不記載が著しい者については研修未了とみなし、修了登録を行わない。

(家庭医療専門研修修了証)

第10条 要綱第16条第2項に定める家庭医療専門研修修了証には、当該専攻医に関する次の事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名および生年月日
- (2) 修了した家庭医療専門研修プログラムの名称およびプログラム責任者の氏名
- (3) 家庭医療専門研修を行った全ての施設の名称および所在地
- (4) 家庭医療専門研修を開始した年月日および修了した年月日
- (5) 家庭医療専門研修を修了するまでの研修の内容

(異議申し立て)

第11条 プログラム責任者または専攻医（研修開始前にあたっては家庭医療専門研修を始めようとする会員）は、研修の開始要件を満たさないとされた場合、プログラムの移籍または研修の延長が不承認になった場合は、様式新専登・8 によって理事長に異議を申し立てることができる。

2 前項の申立てを受けたとき理事長は速やかにプログラム運営・FD 委員会の再審査に基づき許可または承認の可否を決し、通知しなければならない。

(改定)

第12条 この細則は、専門医制度運営会議が発議し理事会の議決を経て改定できる。

附則

(施行期日)

第1条 この細則は2019年9月29日から施行する。

- 様式新専登-1 家庭医療専門研修開始届出書
欠番
- 様式新専登-3 家庭医療専門研修移籍申請書
- 様式新専登-4 家庭医療専門研修中断届出書
- 様式新専登-5 家庭医療専門研修再開届出書
- 様式新専登-6 家庭医療専門研修延長申請書
- 様式新専登-7 家庭医療専門研修修了届出書
- 様式新専登-8 専攻医の登録に関する異議申立書